

改正独占禁止法施行に伴い

令和2年12月25日から導入される

新制度についての

Web説明会の御案内

公正取引委員会東北事務所

- ✓ 東北地区の弁護士向けに**Web説明会**を開催します。
- ✓ **開催日時：令和3年1月20日(水) 15時～(定員30名※)**
- ✓ **開催方法：Callingを利用**（接続方法，動作環境等につきましては（<https://support.calling.fun/>）を御確認ください。）
- ✓ **所要1時間30分程度**（公正取引委員会の最近の活動状況15分、改正独占禁止法の施行により導入される新制度45分、質疑応答30分）

説明会への参加を御希望の際は、①申込者名、②所属事務所名、③電話番号、④参加者名を御記入の上、

touhoku-soumu@jftc.go.jpにメール

してください。（申込期限：令和3年1月13日）

※定員（接続数）には説明者及び事務局の回線も含まれます。



【概要】

- 改正独占禁止法の施行に伴い導入される新制度は、
 - ① **【調査協力減算制度】** 公正取引委員会の審査に協力した場合に課徴金が減額される
 - ② **【判別手続】** 事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、日頃から準備をしておけば、**弁護士に安心して相談を行うことができ、調査協力減算制度を活用しやすくなる**など、**企業法務に携わる弁護士には重要と考えられる改正内容となっております。**
- 公正取引委員会の説明会を御活用いただき、新制度への対応にお役立てください。

説明会に関する問い合わせ等：公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課
電話 022-225-7095（直通）